

国際日本文化研究センター任期制研究教育職員の再任手続きに関する申合せ

〔平成20(2008)年12月12日 決 定〕
〔令和4(2022)年3月4日 最終改正〕

国際日本文化研究センター研究教育職員の任期に関する規則(以下「規則」という。)第3条第5項に基づき、任期制研究教育職員(以下「任期制教員」という。)の再任に関する手続きについて、以下のとおり申し合わせる。

(再任の申し出)

第1 任期制教員は、その任期が満了する1年前までに再任の希望の有無を所長に申し出なければならない。

(提出書類)

第2 再任を希望する任期制教員は、その任期が満了する1年前までに、別表に掲げる書類を所長に提出しなければならない。

(審査委員会)

第3 所長は、規則第2条第2項の准教授の職にある任期制教員が再任を希望し、書類の提出をした場合は、再任審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 所長は、規則第2条第1項の助教の職にある任期制教員が再任を希望し、書類の提出をした場合は、助教再任審査委員会(以下「助教審査委員会」という。)を設置する。

(審査委員会の構成)

第4 審査委員会の構成は、次のとおりとし、委員長は(1)の委員のうちから所長が指名する者をもって充てる。

(1) 副所長、国際研究推進部長、研究調整主幹及び情報管理施設長のうちから所長が指名する者 2名

(2) 当該任期制教員の配置されている教育研究組織の室長

(3) 専任の教授及び准教授のうちから所長が指名する者 若干名

2 助教審査委員会の構成は、次のとおりとし、委員長は(1)の委員をもって充てる。

(1) 副所長、国際研究推進部長、研究調整主幹及び情報管理施設長のうちから所長が指名する者 1名

(2) 専任の教授及び准教授のうちから所長が指名する者 4名

(審査)

第5 審査委員会または助教審査委員会は、提出書類に基づき当該任期制教員の再任について審査し、その結果をセンター会議に報告する。センター会議における審議を経た後、運営会議が再任の可否を決定する。なお、再任にあたっては、運営会議出席者の3分の2以上の可を要する。

(可否の通知)

第6 所長は、再任の可否について、当該任期制教員に任期満了の6ヶ月前までに通知する。

附 則

この申合せは、平成20年12月12日から実施する。

附 則

この申合せは、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成27年9月25日から施行し、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和4(2022)年4月1日から実施する。

(別表)

職	提出書類
准教授	任期中の業務及び研究の実績（２０００字程度） 再任後の業務及び研究の計画（２０００字程度） 研究業績リスト
助教	任期中の業務及び研究の実績（２０００字程度） 再任後の業務及び研究の計画（２０００字程度） 研究業績リスト